

みんな
ちがって
みんないい



「みんなちがって みんないい」

おおた く そう む ぶ じん けん だん じょ びやう どう すい しん か
大田区総務部人権・男女平等推進課

とうきやうとおおた く かまた
〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14
でんわ
電話 03(5744)1148 FAX 03(5744)1556

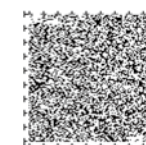
れい わ ねん がつはっこう
令和5(2023)年12月発行



© 大田区



※この2次元コードは
目の不自由な方のため
の「音声コード」です。



はじめに

すべての人は、生まれながら「人権」という人間らしく生きるための権利をもっています。一人ひとりが、人種・性別・宗教などに関係なく平等で、大切な存在なのです。しかし、いじめを受けたり、大人から心や体を傷つけられている子どもたちや、インターネットの書きこみで自殺をするまで追いこまれる人がいるなど、心ない差別やへん見によって苦しんでいる人たちが今もたくさんいます。

みなさんはこれから、家族や友達、先生のほかに、多くの人たちと出会います。そのなかには、自分とちがう個性をもつ人もいます。差別はちがいを認めないことから始まりです。相手を理解し、かけがえのない人として大切にすることが、差別のない社会をつくる一歩になるのです。

この冊子は、人権のこと、相手を思いやる大切さを学んでもらうためにつくられました。また、人権を大切にできる社会のためにできた法律も紹介しています。法律とは、日本に暮らすみなさんが守らなくてはならないルールのことです。この冊子で学んだことが、みなさんの心と生活を豊かにする手助けになることを願っています。

保護者の方へ

この冊子は、人権の大切さを学ぶことを目的に配布しています。現在も、多くの人権問題が様々な場所で存在します。本冊子が、ご家庭で人権について学び、考えていただくきっかけになることを願っています。

もくじ

■	はじめに	1
■	その発言だいじょうぶ? ~女性の権利~	3
■	体ばつは許されません ~子どもの権利~	5
■	助け合って生きていこう ~障がい者の権利~	7
■	生まれや出身地で差別しないで ~部落差別~	9
■	外国人と共に生きる社会を ~外国人の権利~	11
■	考えよう スマホのルール ~インターネットと権利~	13
■	性のあり方は様々です ~多様な性と権利~	15
■	相談先一覧	17

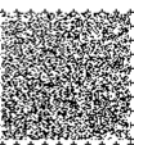
その他にも私たちの身の周りには様々な人権問題があります。

- ・ 高い者の権利
 - ・ HIV感染者、ハンセン病かん者、新型コロナウイルス感染者などの権利
 - ・ 北朝鮮による拉致問題
 - ・ ハラスメント
 - ・ アイヌの人々の権利
 - ・ 犯罪ひ害者やその家族の権利
 - ・ 災害にともなう人権問題
 - ・ 路上生活者の権利
 - ・ 刑を終えて出所した人やその家族の権利
- など

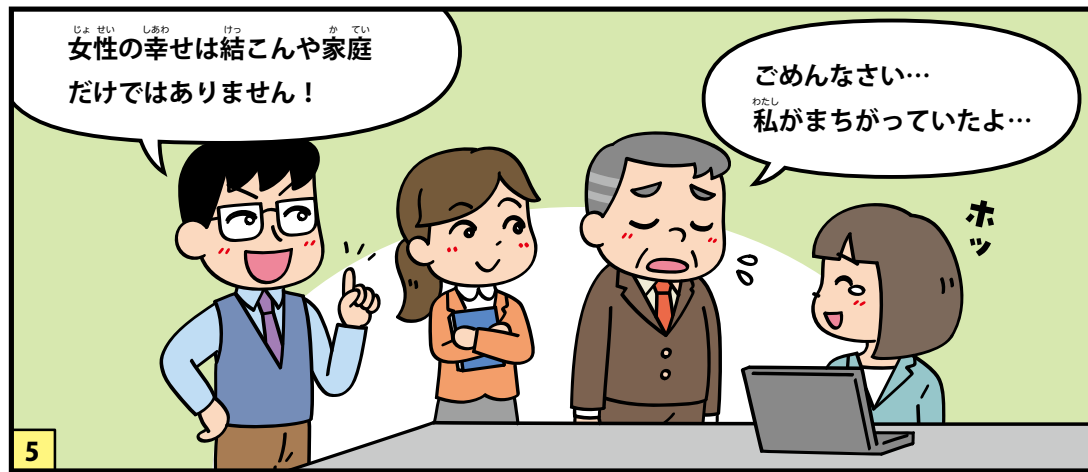
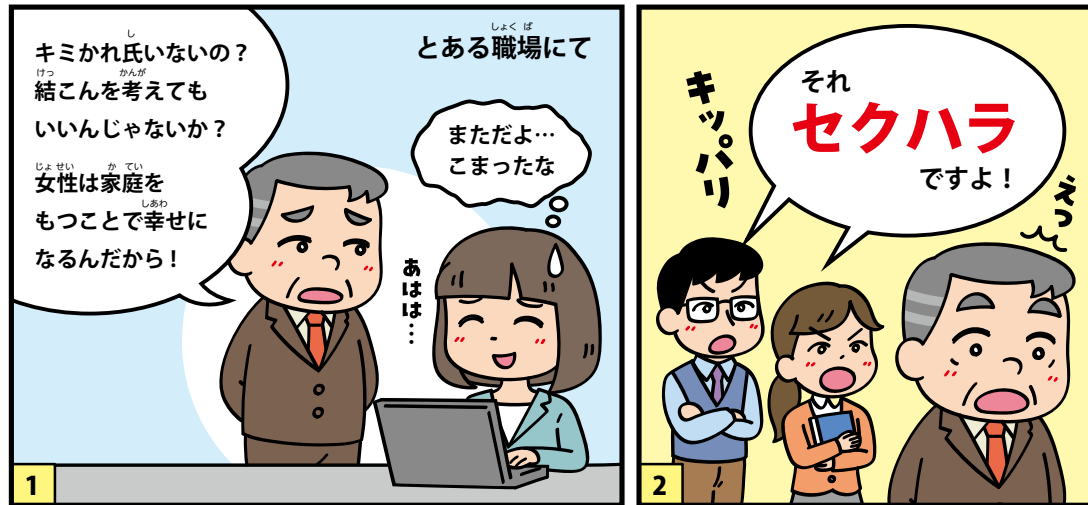


※人権について、
おたく
大田区のホームページもご覧ください。

▲くわしくはコチラ



はつげん その発言だいじょうぶ? ~女性の人権~



女性も男性も社会で活やくするために
あなたにできることは何ですか?

0 男女が共に活やくする
社会を目指して

女性・男性の間にある課題

最近さいきんは性別せいべつに関係かんけいなく、将来しょうらいの仕事しごとや自分じぶんの生き方いを自由じゆうに選えらべるようになってきています。しかし、「男性だんせいは仕事しごと、女性じょせいは家庭かてい」と性別せいべつによって役割やくわりが決きまってしまうたり、女性じょせいの方が男性だんせいより仕事しごとでもらえるお金かねが少すくないことがあるなどの問題もんだいがあります。

また、人権じんけん問題もんだいのひとつであるセクシュアル・ハラスメントなどは、ひが害い者に女性じょせいが多いおほといわれています。

今いまも女性じょせいと男性だんせいの間あいだにある解決かいけつするべき課題かだいがおほくあるのです。

一人ひとりが自分らしく生きるために

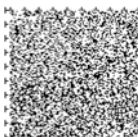
性別せいべつに関係かんけいなく誰だれもが自分じぶんらしく活かつやくする社会しゃかいのため、大田区おおたくでは男女共同参画社会だんじょきょうどうさんかくしゃかいを目指めざして様々さまざまな取組とくみが進められています。

男女共同参画社会だんじょきょうどうさんかくしゃかいとは、性別せいべつや年ねんれいに関係かんけいなく活かつやくできて、自分じぶんらしい生活せいかつを送おくることができる社会しゃかいです。この社会しゃかいの実現じつげんに向けた取組とくみは、女性じょせいが活かつやくできる場所ばしょを増ふやすだけでなく、全すべての人ひとがその人ひとらしく生活せいかつすることにつながります。

みなさんは、「女の子おんなこだから」、「男の子おとこだから」となんとなく決きめつけて、自分じぶんや友とも達の好すきなことなどを否ひてい定ていしていませんか。自分じぶんや相手あいての個こ性せいを大切たいせつにして協きょうりよく力りよくしていきましょう。



おたくはつこう
※大田区発行の
男女共同参画のための情報誌「パステル」もご覧ください。



▲くわしくはコチラ



こどもの声を大切に 社会のために

こどもの権利を守るために

子どもであるみなさんは、未来を支える存在であり、大人と同じく幸せに生きる権利をもっています。

しかし今でも、学校でいじめられている、親や身近な大人からいやなことをされるなどで、夢や目標をもって生きることができない子どもがいます。この問題をなくすために、「いじめ防止対策推進法」や「児童虐待防止法（※）」などの法律がみなさんを守るための決まりを定めています。

※正式名称「児童虐待の防止等に関する法律」

困っていること・なやんでいることがあったら

友達や周りにいる大人からたたかれる、悪口をいわれるなどで困っていませんか。人権の相談窓口では、友達や家族、先生に相談できない困りごと・なやみごとを聞いてくれる人がいます。一人でなやまないで、どんなことでも相談してください。

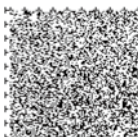
○24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310

○SNS (LINE) 人権相談

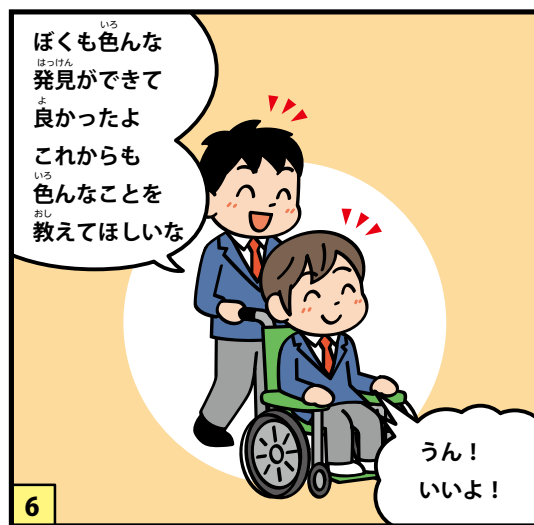
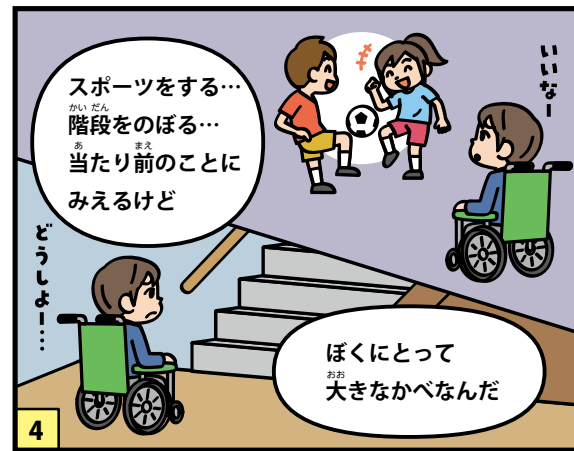
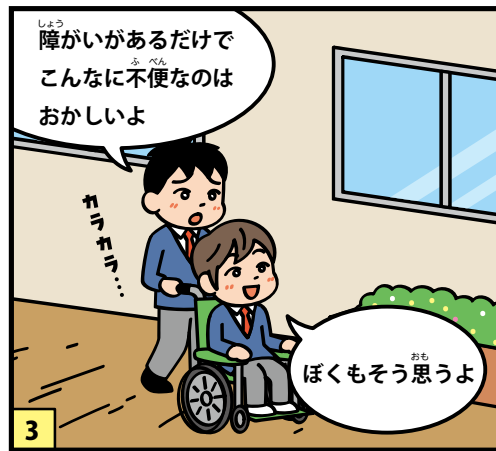
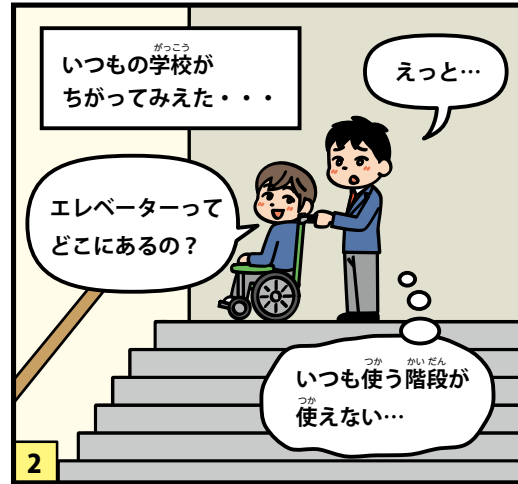
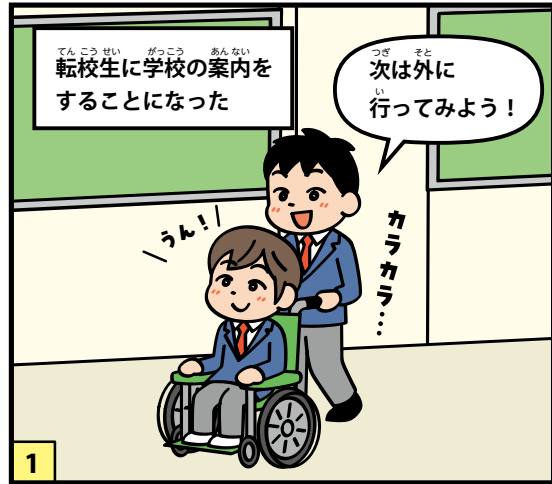
検索IDから公式アカウント「SNS人権相談」を友だち追加できます。相談する前は「ご相談はこちら」をタップしてください。

アカウント名：「SNS人権相談」

検索ID：@snsjinkensoudan



こどもが安心して喜ぶための
 権利について学んでみよう



しょう ひと ひと とも い
 障がいのある人とない人が共に生きるために
 あなたにできることは何ですか?

0 障がいのある人への バリアをなくしていこう

しゃ かい 社会にたくさんあるバリア

みなさんは、障がいのある人たちにとって様々なバリア（不自由なこと）が社会にあることを知っていますか。私たちが暮らす社会は、障がいのない人に合わせてつくられてきました。そのため、多くの人にとっては当たり前なのが、障がいのある人にとってバリアになる場合があるのです。

例えば、お店の入り口に段差があるといった「物理的なバリア」や、差別やへん見などの「心のバリア」があります。他にも、障がいを理由に進学や仕事を断られる「制度的なバリア」、必要な情報が伝わらない「文化・情報面のバリア」もあります。

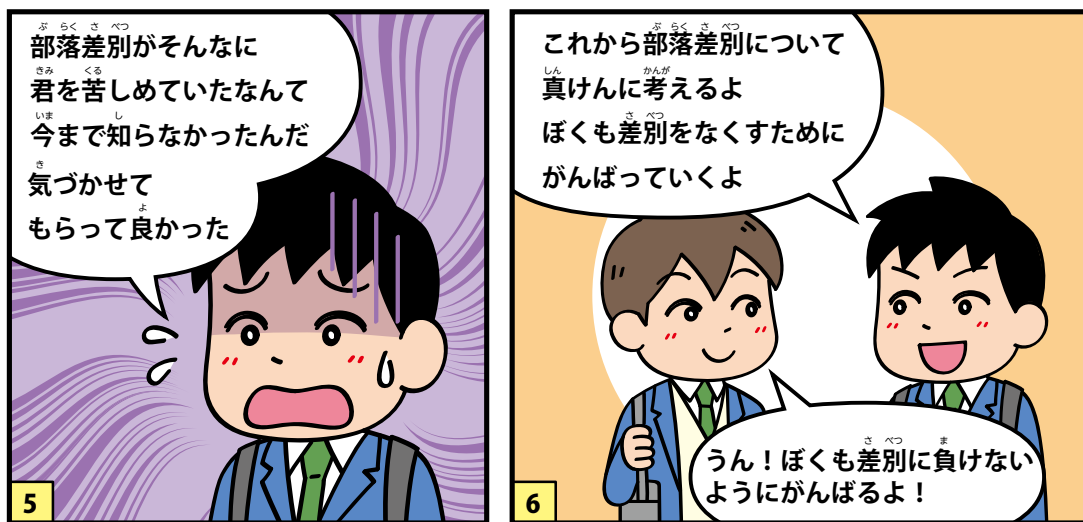
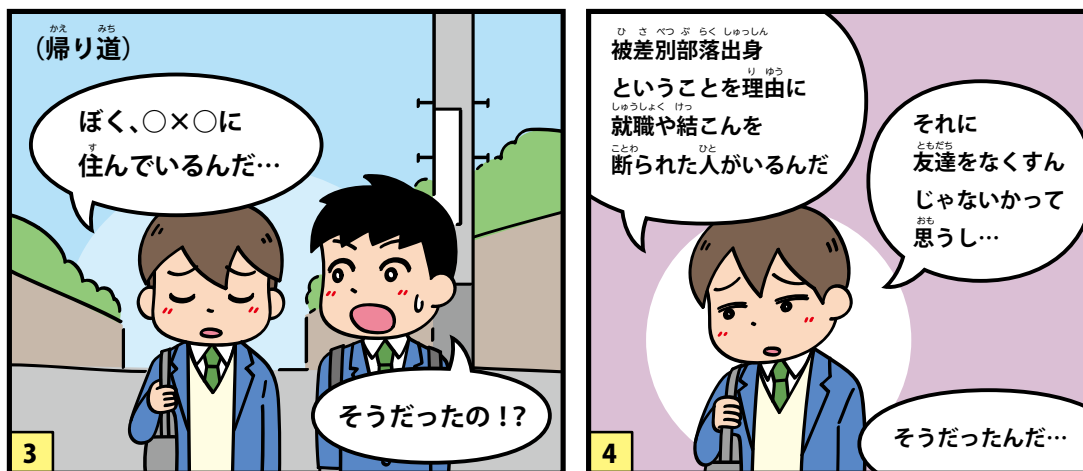
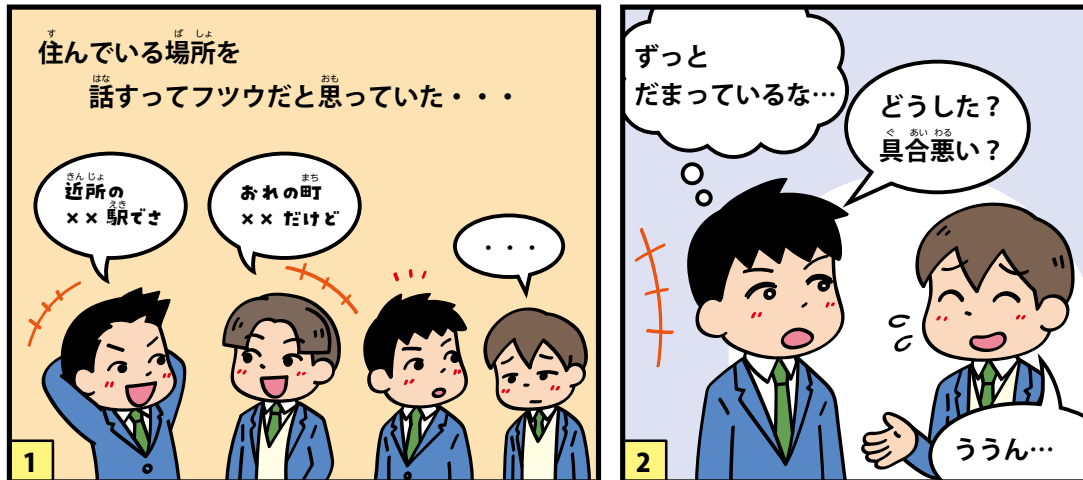
しょう ひと す しゃ かい 障がいのある・ない人が過ごしやすい社会のために

障がいのある人が差別されない社会にするには、障がいを知ること、社会にあるバリアをなくすることが大切です。平成25（2013）年6月には「障害者差別解消法（※）」という法律ができました。法律では障がいのある人へ差別をしないこと、障がいのある人が手助けを求めているときに協力すること（合理的配りよ）を定めています。

もし障がいのある人が困っていたら、自分にできることを考え、行動してみましょう。それは相手を助けるだけでなく、みなさんがたくさんの人と関わっていくための大切な経験になるはずです。

※正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」





04 部落差別を知っていますか？

部落差別は許されない

部落差別（同和問題）は日本の歴史のなかでつくられた身分差別と、社会のなかでつくられた差別問題です。被差別部落の人たちは生活用品に必要な皮革をつくったり、地域の安全を守る仕事などで社会を支えていたにもかかわらず、住む場所や仕事、結こんなどで厳しく制限を受けていました。被差別部落出身の人たちに対するこのような差別は今も様々ななかたちであらわれています。

「部落差別は許されない」という考えのもと、部落差別のない社会をつくるために平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法（※）」という法律ができました。

※正式名称「部落差別の解消の推進に関する法律」

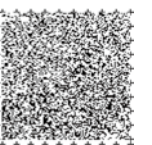
インターネットによる新たな部落差別が起きています

大田区では区民が部落差別発言をしたり、されたりするなどの差別が起きています。また、行政書士が戸籍を不正に取得する事件も起きています。大田区以外でも結こんや就職時に住所や家族などについて調べられたり、インターネットの動画などで地名を公開されるといった差別が起きています。特にインターネットでは簡単に情報を広げることができるため、まちがった情報が流されることで新たな部落差別が起きています。

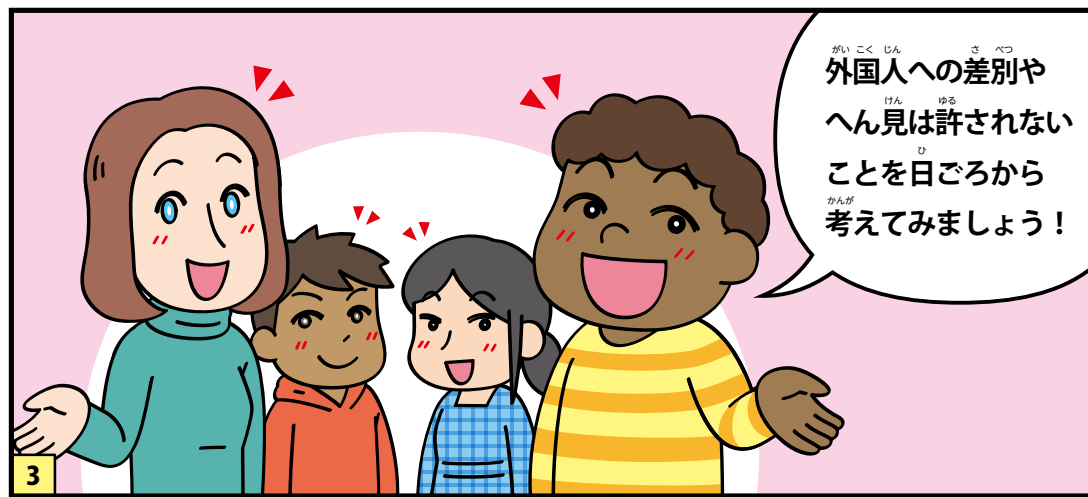
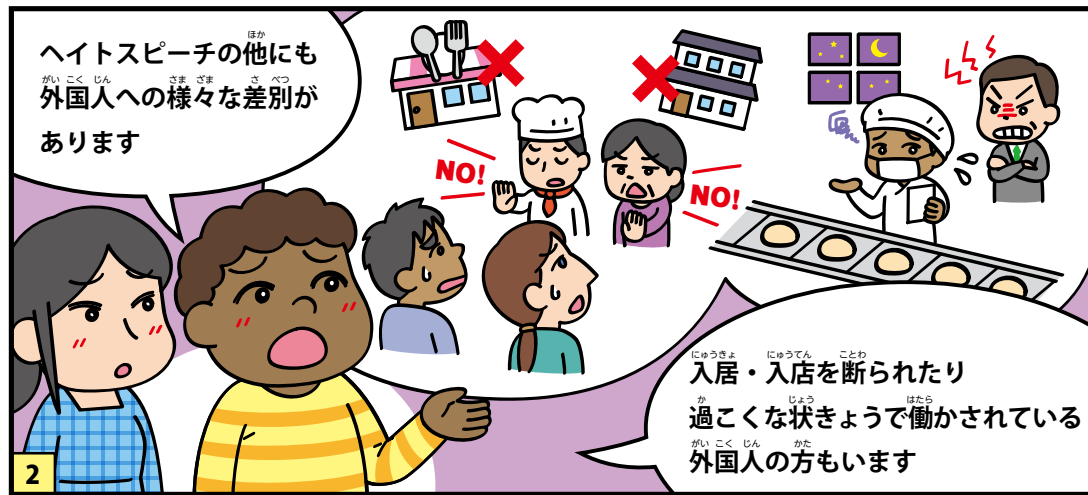
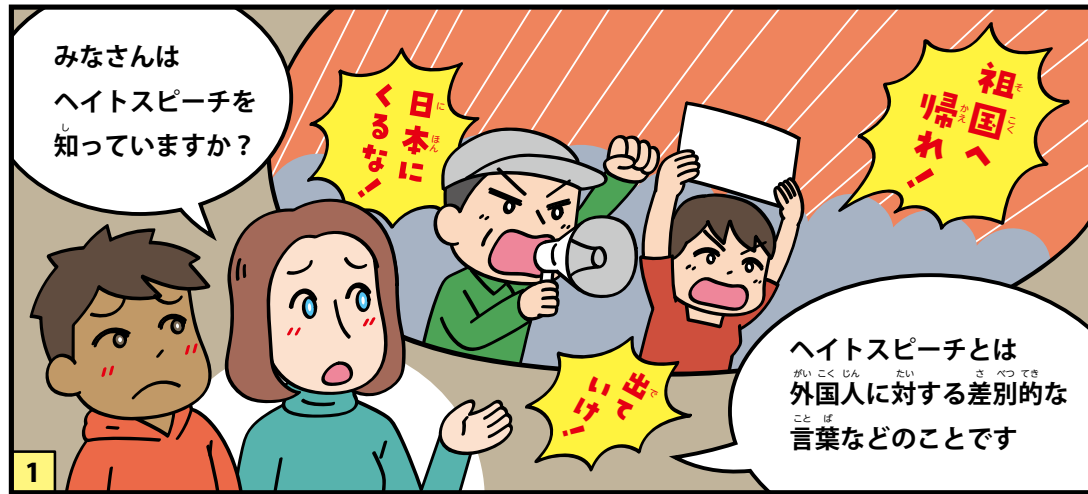
部落差別をなくすためには一人ひとりが問題を正しく理解し、差別をしない、見逃さない、気づいたら声を上げて行動することが大切です。



▲くわしくはコチラ



部落差別のない社会のためにあなたにできることは何ですか？



くに ち いき じん ぞく ちがいをなくすために
あなたにできることは何ですか？

外国人と日本人が共に暮らす社会を目指して

大田区に来る・住む外国人を知ろう

東京国際（羽田）空港のある大田区は、観光や仕事をするために多くの外国人が来る空の玄関口でもあります。また、大田区に暮らす約73万4千人のうち、約2万8千人が外国人です（※）。中国や韓国、フィリピンなど、様々な国から日本で暮らすためにやって来ています。

みなさんは外国人が日本で暮らすときの困りごとを知っていますか。例えば、アパートなどの入居・飲食店の入店を断られる、日本人よりも安いお金で働かされるといった差別が起きています。また、言葉や文化などのちがいを理由に、周りの人から理解されないという困りごともあります。

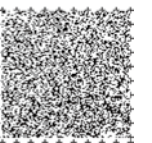
※令和5（2023）年11月1日現在

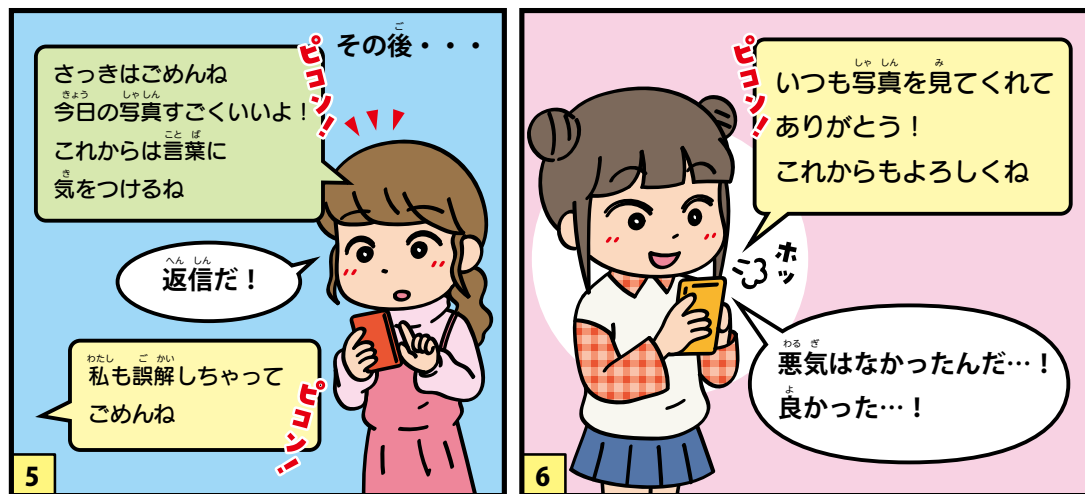
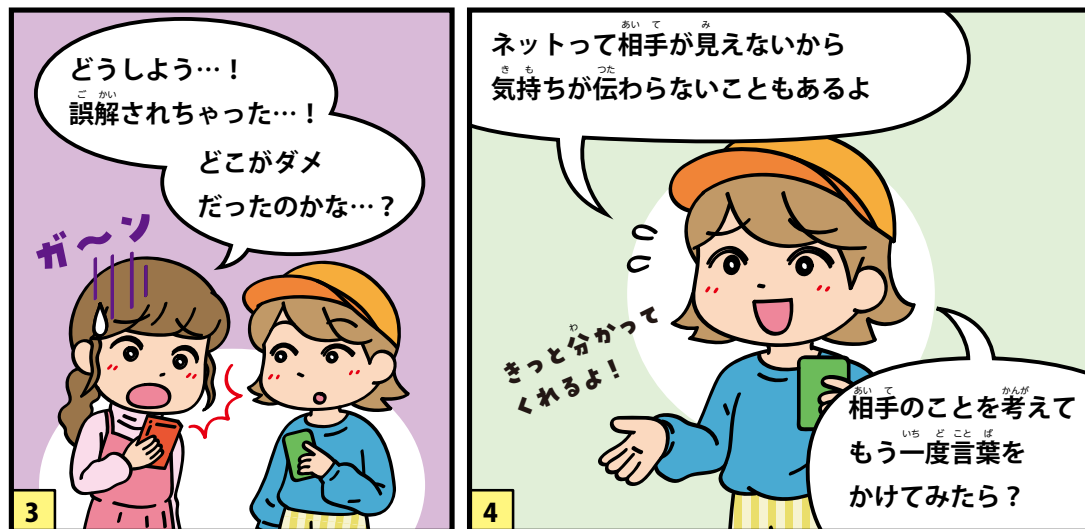
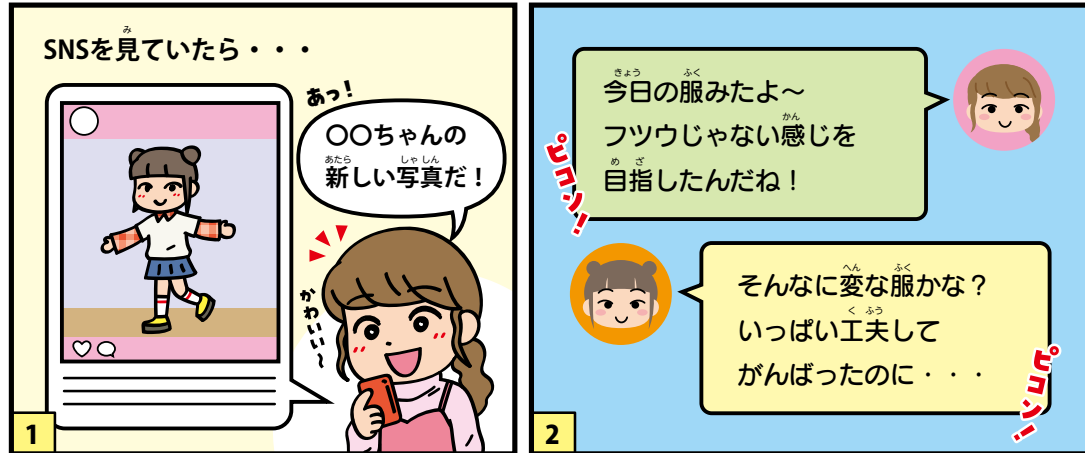
ヘイトスピーチとは？

外国人への差別のなかで、ヘイトスピーチといわれる、外国から来ている人やその家族であることだけを理由に、日本から追い出そうとする差別的な言葉などが問題になっています。ヘイトスピーチをなくすため、平成28（2016）年5月には「ヘイトスピーチ解消法（※）」という法律ができました。

世界には、それぞれの言葉や文化をもつ国・地域や民族があります。そして、住む場所や使う言葉などに関係なく、全ての人はかけがえのない一人の人間として生きる権利をもっています。みなさんも、外国人であることを理由に仲間外れにはせず、おたがいのちがいを理解する心を大切にしてください。

※正式名称「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」





インターネットをただ正しく使うために あなたにできることは何ですか?

06 インターネットを 正しく使おう!

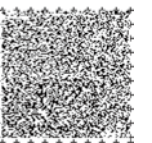
インターネットをまちがって使うとどうなるの?

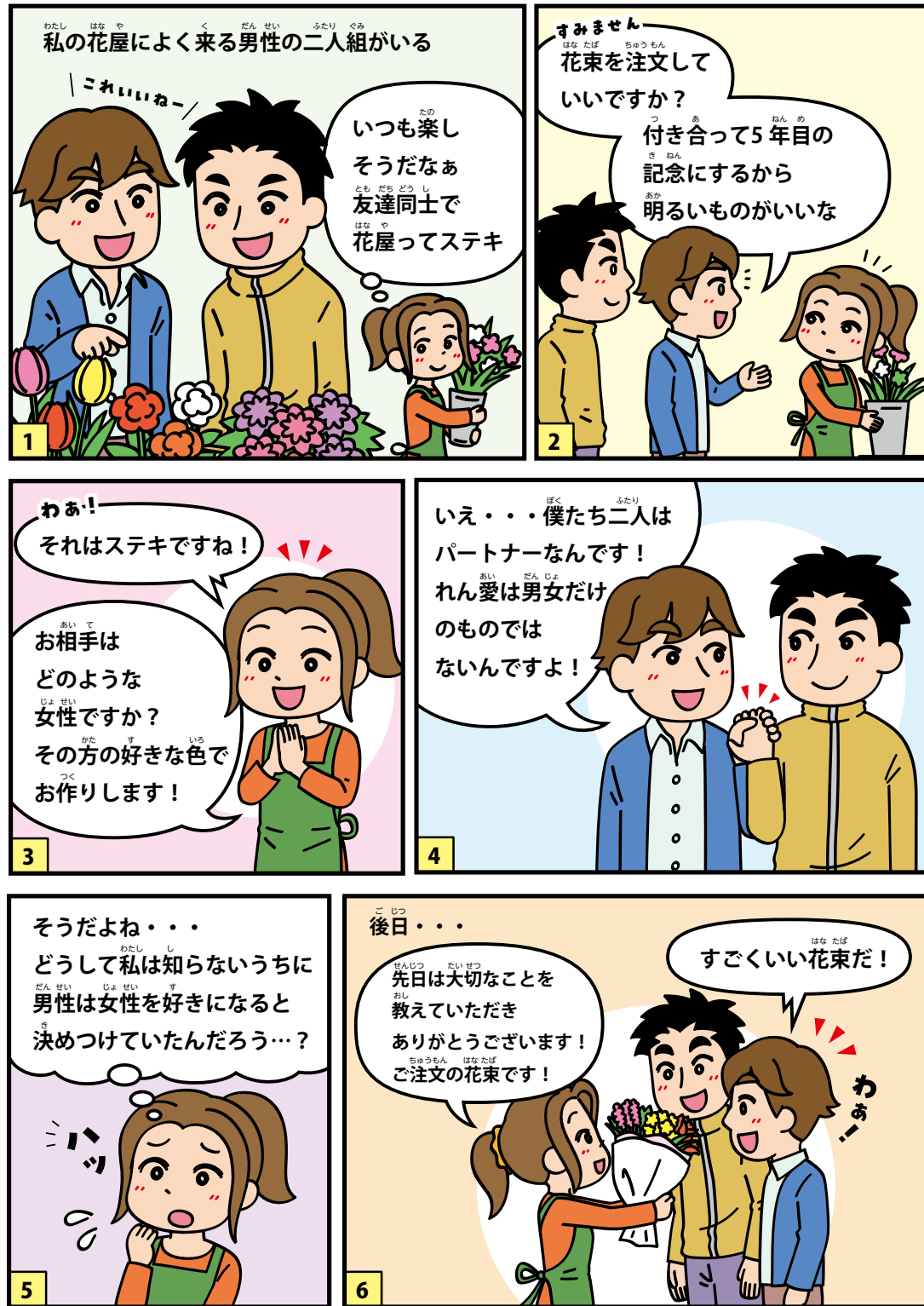
インターネットは、みなさんが便利な生活をするために必要なものです。しかし、インターネット上でのいじめや、悪口を書きこまれたことで自殺に追いこまれる事件が起きています。また、SNSで知り合った相手からいやなことをされる、お金のトラブルもあります。インターネットは使い方をまちがえると、気づかないうちに「加害者（傷つける人）」や「ひ害者（傷つく人）」になってしまうのです。

インターネットを使うときに守ってほしいこと

インターネットは多くの人が使っています。悪気がある・ないに関係なく、他の人が傷つくような言葉や写真などを発信することをしてはいけません。インターネットを使うときは、相手を傷つけたり、名前や住んでいる場所などが分かるような内容になっていないかチェックしましょう。

また、名前やメールアドレスを勝手に使われていやがらせをされる、SNSで知り合った相手に下着姿やはだかの写真を送ってほしいといわれるなどの事件も起きています。おかしいな、こわいなと思うことがあれば、親や先生、専門の窓口（→P18「インターネットのトラブル」）に相談してください。





多様な性たようせいのあり方を大切かたたいせつにするために
あなたにできることは何なんですか？

07 多様な性たようせいのあり方を大切かたたいせつにしよう

性せいは様々な組み合わせくみあわせでつくられます

好きなものや得意なこと、着ている服、「わたし」などの自分を指す言葉、様々なものが合わさってみなさんの個性はできています。そして、性も生まれもった体だけではなく、心の性（自分が感じている性）、好きになる性（異性、同性、その他）、表現する性（着る服や言葉づかい）が組み合わせくみあわさって形かたちづくられます。女性・男性だけでなく、性は多様にあるのです。

しかし、体や心の性がちがうことになやんでいる、好きになる相手理由にいじめを受けるといった、性のあり方を理解されないこと、差別やへん見を受けることに苦しんでいる人がいます。また、性のあり方を勝手に他の人へ伝えられてしまう問題も起きています。

多様な性たようせいを大切かたたいせつにする社会しゃかいを目指めざして

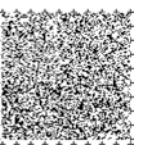
令和5（2023）年6月には「LGBT理解増進法（※）」という法律が定められ、多様な性のあり方を大切にする取り組みが進んでいます。

性について知る・学ぶ、差別や決めつけをしないなど、性のあり方でなやむ人を助けるためにみなさんができることがあります。性のことで差別をされない社会にするためには、たくさんの方が性は多様にあることを知り、なやんでいる人を思いやる心をもつことが大切です。

※正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」



▲くわしくはコチラ



相談先一覧

相談内容	相談先	電話・FAX
人権に関すること	東京法務局「みんなの人権110番」 東京都人権プラザ一般相談	☎0570-003-110 ☎6722-0124~5
こどものこと	東京都品川児童相談所 (月～金・午前9時～午後5時) (上記以外の時間帯)	☎3474-5442 FAX 3474-5596 ☎189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)
	東京法務局「こどもの人権110番」	☎0120-007-110
	東京都教育相談センター ●いじめ相談ホットライン(24時間対応)	☎0120-53-8288
	子ども家庭支援センター ●総合相談 ●虐待通報専用ダイヤル	☎5753-7830 ☎5753-9924
女性相談・男性相談に関すること	東京法務局「女性の人権ホットライン」	☎0570-070-810
	東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」	☎3400-5313
	女性のためのたんぼぼ相談	☎3766-6581
	DV相談ダイヤル 男性相談ダイヤル	☎6423-0502 ☎6404-6020
セクシュアル・ハラスメント、労働問題に関すること	東京都ろうどう110番	☎0570-00-6110
障がい者のこと	さぽーとびあ(障がい者総合サポートセンター) ●相談支援部門 ●大田区障害者虐待防止センター	☎5728-9433 FAX 5728-9437 ☎6303-8819
	大森地域福祉課	☎5764-0657 FAX 5764-0659
	調布地域福祉課	☎3726-2181 FAX 3726-5070
	蒲田地域福祉課	☎5713-1504 FAX 5713-1509
	糎谷・羽田地域福祉課	☎3743-4281 FAX 6423-8838
	障害福祉課	☎5744-1253 FAX 5744-1555
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎3302-7711

相談内容	相談先	電話・FAX
外国人のこと	国際都市おおた協会多言語相談窓口 東京法務局「外国人権相談ダイヤル」 (英語、中国語、ハングル、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語)	☎6424-4924 FAX 6424-4926 ☎0570-090911
	人権・男女平等推進課 東京都同和問題に関する専門相談	☎5744-1148 FAX 5744-1556 ☎6240-6035
インターネットのトラブル	東京法務局人権擁護部 警視庁サイバー犯罪対策課 ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」	☎0570-003-110 ☎5805-1731 ☎0120-1-78302
	Tokyo LGBT相談専門電話相談	☎050-3647-1448
高れい者のこと	大森地域福祉課	☎5764-0658 FAX 5764-0659
	調布地域福祉課	☎3726-6031 FAX 3726-5070
	蒲田地域福祉課	☎5713-1508 FAX 5713-1509
	糎谷・羽田地域福祉課 高齢福祉課	☎3741-6525 FAX 6423-8838 ☎5744-1250 FAX 5744-1522
アイヌの人々のこと	(公財)人権教育啓発推進センター 「アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル」	☎0120-771-208
エイズのこと	東京都HIV/エイズ電話相談	☎3227-3335
犯罪被害者のこと	(公社)被害者支援都民センター 警視庁犯罪被害者ホットライン	☎5287-3336 ☎3597-7830
	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「子供・保護者専用被害者ホットライン」 警視庁性犯罪被害相談電話 (24時間対応)	☎0120-333-891 (都内発信) ☎03-6811-0850 (都外発信) (24時間365日受付) 短縮ダイヤル番号 ☎#8103
一人でなやんでいる人	東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	☎0570-087478

